5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,686,690,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で513,300,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,659,754,698,600円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	505,102,599,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年10月20日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき98円39銭４厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円40銭３厘
12　償還期限	令和９年10月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年10月20日

○財務省告示第三百五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月二十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月九日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1415回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,547,380,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で752,600,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,538,737,898,800円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	750,046,428,200円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年10月26日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円65銭８厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円66銭７毛
12　償還期限	令和９年２月１日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年10月26日

○九州地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月九日　九州地方整備局長　森下　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号及び二百十三号	佐賀県伏古市大字南字七五六番四から同市大字南字佐分九州河川国道事務局及び同局大河内出張所	佐賀県伏古市大字南字七五六番四から同市大字南字佐分九州河川国道事務局及び同局大河内出張所

供用開始の期日　令和八年十一月九日

○沖縄総合事務局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月九日　沖縄総合事務局長　小八木　大成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県中頭郡北中城村字渡口一〇二番から同字渡口前原四七番九まで	後前	一一八・〇メートル 一七・九メートル	〇・〇キロメートル 三・三メートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所　一〇二・六メートル　五二・三メートル　八八・八メートル